令和８年３月31日　火曜日　官　報　（号外特第16号）　19

様式第二号（第十二条第三十三号関係）（適合基準日：令和八年四月一日）

○○局
料金後納
郵便

1	2	3	4	5	6	7

999-9999

○○県○○市○○町○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
△△△△マンションＸＸＸＸ号室○○○○○

○○　○○様

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
【お問い合わせ先】
●●●市役所　●民税課　課税係
９９９-９９９９
●●県●●市●●　１－１－１
TEL 111-1111-1111（内線1111）

口座振替開始通知書

市税の口座振替にご加入いただきありがとうございます。下記の通り、口座振替による納付のお取り扱いを開始いたします。内容につきまして、ご確認ください。万が一、指定口座の情報に相違あるいはご不審な点がございましたら、●●課へご連絡ください。

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

口座申込日	NN●●年●●月●●日	
自治体受付日	NN●●年●●月●●日	
納税義務者	住民　太郎　様 NNNNNNNNNNNNNN	
指定口座	金融機関	●●●●銀行　●●●●支店 NNNNNNNNNNNNNN
	口座種別	普通預金
	口座番号	1234****
	口座名義人	ｼﾞﾕｳﾐﾝ ﾀﾛｳ NNNNNNNNNNNNNNNNN
振替開始時期	NN●●年●●月●●日（NN●●年●●期） 以降、納期限が到来する下記税目について口座振替を開始いたします。納期限については、お手元の納入通知書をご参照ください。	
	備考	

振替税目	納付方法	通知書番号
個人住民税（普徴）	全期納付	
固定資産税	各期納付	
軽自動車税	各期納付	
NNNNNNNNNNN	NNNNNN	9999999999

NN●●年●●月●●日

●●●長（職務代理者）
●●　●●

印

口座振替による納付について（注意事項）

・開始日より前の納期限にかかるものについてはお手元の納付書にて納めてください。
　開始日以降のものについては、納付書では納めないでください。
・各税における振替日は、各税における納期限の日となります。
・口座振替日前は必ず、残高のご確認をお願いいたします。
・振替開始時期より前の期別分につきましては、口座振替はされません。
・振替開始時期より後の期別分を、すでにご納付いただいている場合、口座振替はされません。ただし、納期限よりさかのぼって約３週間以内にご納付いただいた場合、口座振替されることがありますが、二重納付の場合、後日還付いたします。
・お申込みされた税目が、非課税あるいは課税がない場合、口座振替はされません。